

第41回大阪市屋外広告物審議会 議事要旨

1. 日 時 平成29年9月12日(火) 午前10時から午前11時30分

2. 場 所 ヴィアーレ大阪 5階 アレグロ

3. 出席者

(審議会委員)

奥会長、岡本委員、井上委員、川上委員、橋寺委員、

高見委員、川邊委員、悦委員、鈴木委員、川端委員、藤原委員

(大阪市側出席者)

建設局

宮本管財担当部長、横山路政課長、井上管理適正化担当課長、

牧田路政課長代理、木下担当係長、牧野担当係長、徳永係員

都市計画局

泉都市景観担当課長、松崎都市景観担当課長代理、松村担当係長

4. 議 題

大阪市屋外広告物条例施行規則の一部改正について

5. 議事要旨

○大阪市屋外広告物条例施行規則の一部改正について

屋外広告物法では、景観計画に広告物に関する行為の制限が定められた場合、条例は当該景観計画に即して定めるものとされており、今般、大阪市景観計画が見直され、新たに設定される重点届出区域において屋外広告物に関する行為の制限が定められることとなったことを踏まえ、大阪市景観計画の改正・施行にあわせて、大阪市屋外広告物条例施行規則の一部改正についての報告を行った。

ご意見として、良好な景観を作っていく事は非常に大切なことだと考えているが、一定の制限がかかるため、にぎわいを創造するような広告物が掲出出来ない可能性があり、非常に無機質な建物となる可能性があるとの意見があった。

現在、良い事例の写真や表示内容についてのマニュアルを作成し、マニュアルを活用しながら事業者の方とより良い物を作っていく事で確認した。